

建設副産物に関する共通事項特記仕様書

(共通事項)

第1条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、本工事に係る再生資源利用〔促進〕計画書を作成し、施工計画書に含め、発注者に各1部提出し、その内容を説明する。再生資源利用〔促進〕計画を工事現場の見やすい場所に掲げるなど、公衆の閲覧に供するものとするとともに、インターネットに公表するよう努める。また、工事完了後速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源利用〔促進〕実施書を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を5年間保存する。

- ・再生資源利用計画書の作成対象工事(次のいずれかに該当する工事)
 - ① 500m³以上の土砂を搬入する工事
 - ② 500トンの以上の砕石を搬入する工事
 - ③ 200トンの以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ・再生資源利用促進計画書の作成対象工事(次のいずれかに該当する工事)
 - ① 500m³以上の建設発生土を搬出する工事
 - ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設発生木材の合計で200トンの以上搬出する工事
- ・再生資源利用実施書の作成対象工事
最終請負金額100万円（消費税を含む）以上の工事
- ・再生資源利用促進実施書の作成対象工事
最終請負金額100万円（消費税を含む）以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。その内容は建設廃棄物の種類別特記仕様書で定める。なお、建設廃棄物の処分にあたり、受注者（排出事業者）は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

なお、建設廃棄物とは、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストなどをいう。

3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受ける。

ただし、完成検査日時点でE票が提出されていない場合は、D票のみで完成検査を受検することができる。

(特定建設資材廃棄物の再資源化等の報告)

第2条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第18条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了し再資源化等報告書を発注者に報告するときには、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用〔促進〕実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）が廃棄物となったものをいう。